

HOKUETSU CORPORATION

# 第188期 報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 目次

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	19
■ 個別計算書類	21
■ 監査報告書	23
■ 株主メモ	



**HOKUETSU**

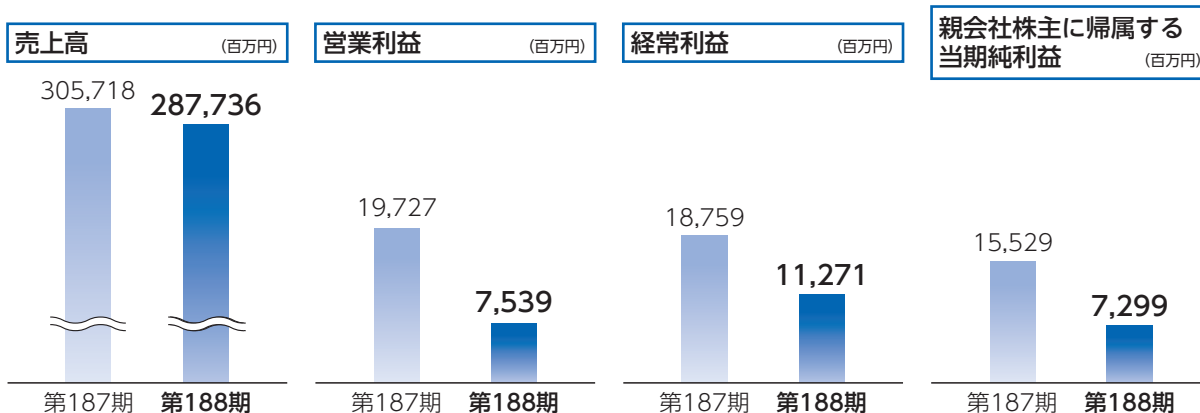
北越コーポレーション株式会社

証券コード：3865

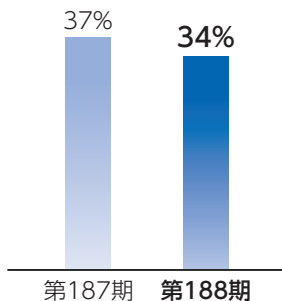
## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の業績は、世界的なパルプ市況の軟化や、国内洋紙の内需減退の継続及び輸出市況の軟化による販売数量の減少等により、減収減益となりました。当社グループの当期における業績は以下のとおりです。



### 海外売上高比率 (%)



主なセグメント別の業績は、次のとおりです。

## ①紙パルプ事業

	前期 (第187期)	当期 (第188期)	差異
売上高	280,243百万円	261,384百万円	△18,858百万円
営業利益	18,251百万円	5,963百万円	△12,287百万円

紙パルプ事業につきましては、洋紙・パルプの販売数量減少により、減収減益となりました。

品種別には、洋紙につきましては、国内販売は、需要の減少が継続していることにより、塗工紙等を中心に販売数量は減少し、輸出版売においても販売数量の減少と販売価格の低迷により減収となりました。

板紙につきましては、価格改定を実施したことにより増収となりました。グレード別には、特殊白板紙は、価格改定を実施したものの、需要低迷により販売数量が減少し、減収となりました。高級白板紙は、トレーディングカード用途の需要が堅調で、新規案件の受注もあり販売数量が増加し、価格改定を実施したことも加わり、増収となりました。コート白ボールは、食品・菓子向けは需要低迷により、販売数量は減少したものの、拡販努力と価格改定を実施したことにより、増収となりました。段ボール原紙は、採算性の高い薄物強化芯等の拡販により、販売数量は増加し、増収となりました。

機能材につきましては、機能紙分野においては、電子部品搬送用のチップキャリアテープ原紙は、自動車やA I関連需要の続伸で販売数量が増加し、特殊紙・情報用紙分野においては、主に輸出版売におけるタック関連等加工原紙等で販売数量が増加したことにより、増収となりました。

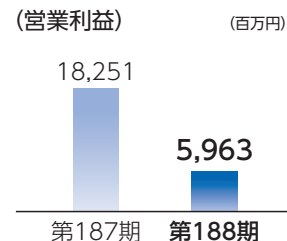
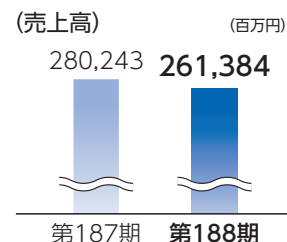
パルプにつきましては、海外市場におけるパルプ価格の下落及び販売数量の減少により、減収となりました。

## ②パッケージング・紙加工事業

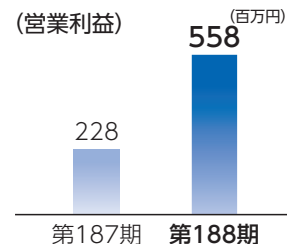
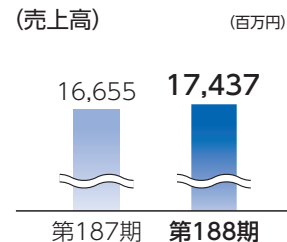
	前期 (第187期)	当期 (第188期)	差異
売上高	16,655百万円	17,437百万円	781百万円
営業利益	228百万円	558百万円	329百万円

パッケージング・紙加工事業につきましては、液体容器の価格改定及び販売数量の増加等により、増収増益となりました。

### (紙パルプ事業)



### (パッケージング・紙加工事業)

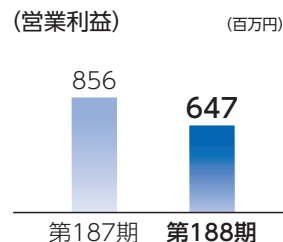
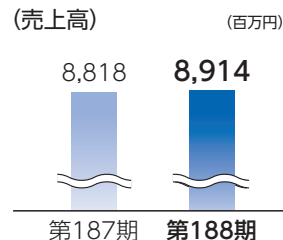


### ③その他

	前期 (第187期)	当期 (第188期)	差異
売上高	8,818百万円	8,914百万円	95百万円
営業利益	856百万円	647百万円	△209百万円

木材事業、建設業、運送・倉庫業、古紙卸業をはじめとする其他事業につきましては、主に建設業において外部受注が増加したことにより、増収となりましたが、損益面におきましては、運送・倉庫業のコストアップにより、減益となりました。

### (その他)



## (2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであり、総額19,465百万円となりました。

区分	工事名	会社名、工場名等
① 完成工事 (当期に完成した主要設備)	原木ヤードクレーン老朽更新工事	Alberta-Pacific Forest Industries Inc. (カナダ アルバータ州) (紙パルプ事業)
② 継続中工事 (当期において継続中の 主要設備の新設、拡充)	7号リカバリーボイラー 火炉蒸発管パネル更新工事	当社新潟工場 (紙パルプ事業)
③ 継続中工事 (当期において継続中の 主要設備の新設、拡充)	8号リカバリーボイラー 4次前段過熱器パネル更新工事	当社新潟工場 (紙パルプ事業)

## (3) 資金調達の状況

当期においては、自己株式取得により109億円を支出しましたが、関係会社株式の一部を123億円で売却したほか投資有価証券の売却を進めました。また、有利子負債につきましては、短期借入金や期限到来の長期借入金を返済した一方、第30回無担保社債150億円を発行したことや長期借入金を銀行より調達した結果、当期末の有利子負債残高は、前期末比83億円増加の973億円となりました。

## (4) 前中期経営計画「中期経営計画 2026」(2023年4月1日～2026年3月31日)の結果及び振り返り

当社グループは、長期経営ビジョン「Vision 2030」の第2ステップとなる「中期経営計画 2026」を策定し、基本方針として「事業ポートフォリオシフト」、「競争力強化」、「サステナビリティ (ESG) 活動推進」を掲げ、事業活動を推進してまいりました。

「事業ポートフォリオシフト」については、国内の印刷・情報用紙における販売シェアの維持・拡大を図りつつ、営業組織の改編を実施し、輸出の販売拡大を推し進めました。また、高機能紙容器「Halopack®」の国内における独占的製造販売権の取得や、再生クラフト紙の販売開始、電磁波吸収体及び電磁波ノイズ抑制シートの開発など、将来の中核となる新たな事業の開拓に取り組んでまいりました。

「競争力強化」については、環境・安全・コストの3領域で競争力を強化し、持続的な成長と企業価値向上を実現するための経営基盤の構築を進めてまいりました。コスト競争力に関しては、大王製紙との戦略的業務提携を開始し、大きな収益改善を積み上げることができました。

「サステナビリティ (ESG) 活動推進」については、先進的CCS事業として東新潟地域における設計作業の受託やCO<sub>2</sub>分離回収試験の開始、CDP2025の3分野でのリーダーシップレベル獲得等、ステークホルダーから信頼される企業を目指し、持続可能な成長を推進してきました。

これらの取り組みを進めることで、洋紙内需の継続的減退や原燃料価格や物流費の高騰などの厳しい事業環境の中においても、営業利益目標については中計期間中において概ね達成レベルとすることができました。

## (5) 対処すべき課題

### 【事業環境認識】

世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の緊張が依然として継続する中、主要国における金融政策や通商政策を巡る不透明感も相まって、先行きの不確実性が高い状況が続いております。加えて、資源・エネルギー価格の変動や為替相場の不安定な動きなどが、各国経済や企業活動に影響を及ぼしております。

このような環境下、国内紙パルプ産業においては、デジタル化の進展や人口構造の変化を背景とした需要構造の変化が引き続き進むとともに、エネルギー・原材料価格の高止まりや物流費の上昇、人手不足の深刻化など、引き続き厳しい事業環境が継続しております。

### 【中長期的な会社の経営戦略】

当社グループは、このような事業環境認識を踏まえ、2020年4月よりスタートした長期経営ビジョン「Vision 2030」とその実現に向けた最終ステップとして、2026年4月に「中期経営計画 2030」を策定し、さらなる企業価値向上に向けた事業活動を推進いたします。

詳細は、以下のとおりです。

## 長期経営ビジョン「Vision 2030」

1. 基本方針  
変動の大きい事業環境下において、コンプライアンスを遵守し、ガバナンスの有効な経営を進め、環境に配慮した事業活動を通じて、高品質かつコスト競争力の高い商品とサービスを開発し提供することで、全てのステークホルダーと共に持続的な成長を目指す。
2. 期間 2020年4月1日～2030年3月31日（10年間）
3. 2030年に目標とする企業グループイメージ
  - 環境経営を基軸として、持続可能な社会の発展に貢献する企業グループ
  - 多様な労働力と最新技術を活用し、時代に適応した新たな事業領域に挑戦する企業グループ
  - 夢・希望・誇りが持てる働きがいのある企業グループ

## 「中期経営計画 2030」

1. 期間 2026年4月1日～2030年3月31日（4年間）
2. 連結経営指標（2029年度）

売上高：	3,500億円
営業利益：	240億円
親会社株主に帰属する当期純利益：	170億円
ROE：	8.0%
ネットD/Eレシオ：	0.7以下
3. 投資計画  
総額1,500億円  
（成長・改善投資400億円、維持更新投資600億円、戦略投資500億円）
4. 基本方針
  - 事業ポートフォリオシフトの加速
    - ・当社グループの未来の持続可能な成長を目指して、将来中核となる新たな事業の開拓や輸出の拡大を中心に、事業ポートフォリオシフトを一気に加速させる。
    - ・国内外におけるM&Aや新規事業の検討を積極的に進め、事業規模の拡大を図る。
  - 競争力強化による優位性の確立
    - ・競争力強化の重点戦略は、既存事業の基盤強化と、環境への取り組みの事業化を柱とする。国内印刷・情報用紙マーケットの逡減傾向にあっても収益性を確保し、安定的な生産体制を追求しシェア拡大を目指す。
    - ・業界トップクラスの環境への取り組みを強化し、CO<sub>2</sub>排出量削減や先進的な環境事業を中心に優位性を追求し、お客様から選ばれる製紙企業グループとしての地位を確立する。
  - サステナビリティ経営による価値創造
    - ・気候変動問題への対応と環境事業への取り組みを推進し、サステナビリティ活動を経営に直結させ企業価値の最大化を図る。
    - ・人間本位の企業としてダイバーシティを推進し組織の創造性を高めるとともに、人権を尊重した事業活動を通じて、あらゆる事業環境の変化を企業の進化に変えられるレジリエントな組織を構築する。
    - ・コーポレートガバナンスの充実により、稼ぐ力の最大化を図るとともに、企業価値向上を目指す。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第185期 (2023年3月期)	第186期 (2024年3月期)	第187期 (2025年3月期)	第188期(当期) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	301,204	297,056	305,718	287,736
営業利益 (百万円)	17,288	15,267	19,727	7,539
経常利益 (百万円)	11,471	17,757	18,759	11,271
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,325	8,387	15,529	7,299
1株当たり当期純利益 (円)	49.54	49.89	92.34	43.59
総資産 (百万円)	388,444	415,692	418,882	420,574
純資産 (百万円)	225,950	252,464	265,870	252,747

- (注) 1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第187期の期首から適用しており、第186期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第187期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 第188期より「株式給付信託(従業員持株会処分型)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (7) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

会社名	本社所在地	資本金	議決権比率 %	主要な事業内容
北越紙販売(株)	東京都中央区	1,300百万円	100.0	紙、板紙、加工品の販売
Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	カナダアルバータ州	288百万カナダドル	100.0	パルプの製造・販売
北越パッケージ(株)	東京都中央区	481百万円	100.0	紙加工品の製造・販売
北越物流(株)	新潟県新潟市	249百万円	100.0	運送・倉庫業
(株)北越エンジニアリング	新潟県新潟市	150百万円	100.0	建設業、機械製造・販売、営繕

### ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

事業名	事業内容
①紙パルプ事業	紙・パルプ製品の製造販売
②パッケージング・紙加工事業	紙器・液体容器等の製造販売等
③その他	木材事業、エンジニアリング事業、運送・倉庫事業等

## (9) 主要な支社・営業所及び工場

### ① 当社

(2026年3月31日現在)

本店	新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号
東京本社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号
支社・営業所	大阪支社（大阪府 吹田市） 名古屋支社（愛知県 名古屋市） 新潟営業所（新潟県 新潟市）
工場	新潟工場（新潟県 新潟市） 紀州工場（三重県 南牟婁郡 紀宝町） 関東工場（千葉県 市川市・茨城県 ひたちなか市） 長岡工場（新潟県 長岡市） 大阪工場（大阪府 吹田市）
研究所	（新潟県 長岡市）

### ② 重要な子会社

前記の「(7) 重要な子会社の状況①重要な子会社の状況」をご参照ください。

## (10) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前期末比増減
紙パルプ事業	2,823名	8名増
パッケージング・紙加工事業	334名	3名増
その他	571名	6名増
合計	3,728名	17名増

## ② 当社の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,479名	7名増	45歳8ヶ月	22年5ヶ月

## (11) 主要な借入先の状況

(2026年3月31日現在)

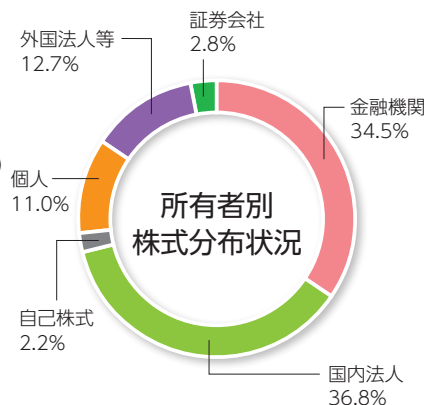
借入先	借入金残高
シンジケートローン	百万円 17,000
(株) 第四北越銀行	8,700
(株) みずほ銀行	8,002

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する重要な事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 株式数 発行可能株式総数 500,000,000株  
発行済株式総数 159,545,083株  
(自己株式3,508,031株を除く)
- (2) 株主数 10,710名



### (3) 大株主

株主名	所有株式数 千株	持株比率 %
大王製紙株式会社	27,932	17.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,122	7.60
株式会社第四北越銀行	8,332	5.22
北越コーポレーション持株会	7,193	4.51
株式会社日本カストディ銀行 (金銭信託課税口)	6,066	3.80
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	5,615	3.52
損害保険ジャパン株式会社	4,499	2.82
農林中央金庫	3,554	2.23
新生紙パルプ商事株式会社	3,070	1.92
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)	2,835	1.78

- (注) 1. 当社は自己株式3,508千株を所有しておりますが、大株主からは除外しております。なお、3,508千株には「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」制度の導入に伴う信託が保有する731千株は含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式3,508千株を控除して算出しております。

## (4) その他株式に関する重要な事項

### ① 株式給付信託（従業員持株会処分型）の導入について

#### 1. 本制度の目的

従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理、処分により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、人的資本への投資の一環及び当社の企業価値の向上を図ることを目的として、2026年3月に本制度を導入しております。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度である ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。また、従業員持株会に加入する全ての当社グループ従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

#### 3. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社の株式は、当事業年度末において、731,300株です。

### ② 自己株式の取得及び消却について

当社は、大王製紙株式会社との戦略的業務提携の深化の一環として、両社間で対等な資本関係を構築することを目的に、会社法第165条第2項の規定による定款第6条の定めに基づき、2026年3月18日開催の当社取締役会において、取得し得る株式の総数10,000,000株（上限）、取得価格の総額10,700,000,000円（上限）とする自己株式立会外買付取引（ToSTNet-3）により、大王海運株式会社が保有する一部の当社株式を取得することを決議しました。また、会社法第178条の規定に基づき、今回取得する自己株式の全数に、保有している自己株式の内15,000,000株を加えた計25,000,000株を消却することを同取締役会で決議しました。取得及び消却の状況は以下のとおりです。

#### (自己株式の取得)

対象株式	: 当社普通株式
株式の総数	: 10,000,000株
株式の取得価格の総額	: 10,280,000,000円
取得日	: 2026年3月19日

#### (自己株式の消却)

対象株式	: 当社普通株式
株式の総数	: 25,000,000株
消却日	: 2026年3月26日

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	岸本 哲夫		
専務取締役	若本 茂	新潟工場長	MC北越エネルギーサービス(株) 代表取締役社長
専務取締役	立花 滋春	洋紙営業本部長 兼 プロフィットマネジメント室	
取締役 CFO	柳澤 誠	法務C・広報担当 兼 プロフィットマネジメント室長	
取締役	石塚 豊	生産技術本部長 兼 サステナビリティ推進本部 副本部長 兼 プロフィットマネジメント室	
取締役	飯田 智之	資源・原料本部長 兼 チップ・パルプ部長 兼 プロフィットマネジメント室	
社外取締役	岩田 満泰		
社外取締役	中瀬 一夫		
社外取締役	倉本 博光		
社外取締役	二瓶 ひろ子		ヒルフォード法律事務所 マネージング・パートナー弁護士 (株)シード社外監査役 JUKI(株)社外取締役 学校法人津田塾大学非常勤監事
常勤監査役	上野 学		
社外監査役	井上 寅喜		井上寅喜公認会計士事務所所長 (株)アカウンティング・アドバイザー 代表取締役社長 GLP投資法人監督役員 (株)あおぞら銀行社外監査役 (株)Kyulux常任監査役
社外監査役	近藤 剛		有徳総合法律事務所弁護士 Mu Sigma Japan(株)監査役 やる気スイッチグループホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役岩田満泰氏、中瀬一夫氏、倉本博光氏及び二瓶ひろ子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役井上寅喜氏及び近藤剛氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役上野学氏は、当社内の経理部門の業務経験を、社外監査役井上寅喜氏は、公認会計士として豊富な経験と専門的知識をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役岩田満泰氏、中瀬一夫氏、倉本博光氏及び二瓶ひろ子氏並びに監査役井上寅喜氏及び近藤剛氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
5. 当社は各社外役員との間で、その任務を怠ったことにより、会社に損害を与えた場合において、善悪かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。
6. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。  
保険料は、全額会社が負担しております。  
填補対象となる保険の概要は、保険期間中に当社の役員として業務を行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補することとしています。但し、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約より填補されません。
7. 当事業年度終了後、以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

(2026年4月1日付)

氏名	新	旧
岸本 哲夫	代表取締役会長 グループCEO	代表取締役社長 CEO
若本 茂	代表取締役社長 COO 兼 生産技術本部長	専務取締役 新潟工場長
立花 滋春	専務取締役 代表取締役会長付特命事項担当	専務取締役 洋紙営業本部長 兼 プロフィットマネジメント室
柳澤 誠	取締役 CFO 法務C・広報担当 兼 プロフィットマネジメント室長 兼 経営企画部長	取締役 CFO 法務C・広報担当 兼 プロフィットマネジメント室長
石塚 豊	取締役 代表取締役会長付特命事項担当	取締役 生産技術本部長 兼 サステナビリティ推進本部 副本部長 兼 プロフィットマネジメント室

## (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬型 ストックオプション	
取締役 (うち社外取締役)	10名 ( 4名)	194百万円 ( 28百万円)	33百万円 (—)	24百万円 (—)	253百万円 ( 28百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 ( 2名)	28百万円 ( 14百万円)	— (—)	— (—)	28百万円 ( 14百万円)
合計	13名	222百万円	33百万円	24百万円	281百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。  
 2. 当事業年度末現在の取締役の人数は10名(うち社外取締役4名)、監査役の人数は3名(うち社外監査役2名)であります。  
 3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、2百万円であります。  
 4. 業績連動報酬等の額または数の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、後記の「②役員の報酬等の額の決定に関する方針3.業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」に記載のとおりです。なお、当事業年度を含む連結売上高、連結営業利益及び連結経常利益の推移は「1. (6) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

### ② 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

取締役の報酬等は、長期安定的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分機能し、会社及び個人業績を総合的に反映した報酬体系とします。その構成は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として年次インセンティブ報酬(業績連動賞与)及び中長期インセンティブ報酬(株式報酬型ストックオプション)です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、社外取締役2名及び代表取締役社長1名で構成する指名・報酬委員会で審議し、取締役会において決定します。その方針に従い個人別の報酬等の内容を決定するものとします。

なお、社外取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬のみで構成します。

#### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

#### 3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、企業業績や業績等への貢献度に連動する現金報酬として業績連動賞与及び非金銭報酬として株式報酬型ストックオプションで構成します。業績連動報酬等は、定量面では企業の業績と収益性を計測する指標として連結売上高、連結営業利益及び連結経常利益、定性面では中長期的な企業価値の増大を図る指標としてESG(環境・社会・企業統治)への貢献度をそれぞれ総合的に反映させた仕組みとし、毎年、一定の時期に支給します。

#### 4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の基本報酬：業績連動賞与：株式報酬型ストックオプションの報酬割合は7：2：1を基本とした上で、指名・報酬委員会において審議し、取締役会で決定します。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき委任を受けた代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の評価配分について適切に決定します。

なお、株式報酬型ストックオプションは、指名・報酬委員会の意見を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決定します。

### ③ 非金銭報酬等の内容

2011年6月24日開催の第173回定時株主総会において、承認された非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション制度）の主な内容は、以下のとおりです。

対象者	当社取締役（社外取締役を除く）
株式の種類	当社普通株式
株式の総数	年間総数170,000株以内
付与単位	500株（株式分割または、株式併合等を行うことにより、株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社が必要とする調整を行うものとします。）
総数	総数340個を各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の日に割当てる新株予約権の数を上限とします。
払込金額	新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価値を基準として当社取締役会で定める額とします。また、割当てを受けるものが、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。
行使に際して出資される財産の価額	株式1株あたりの払込金額に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は1円とします。
行使することができる期間	各新株予約権の割当て日の翌日から15年以内の範囲内で、取締役会で定めるものとします。
譲渡による取得の制限	当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

#### ④ 報酬等の定めに関する事項

区分	報酬区分		株主総会の決議年月日	当該決議の内容	当該決議に係る会社役員の数
取締役	固定報酬	基本報酬	2016年6月28日開催第178回定時株主総会	固定報酬及び業績連動報酬の総額を年額5億4千万円以内とする。	9名
	業績連動報酬	業績連動賞与			
株式報酬型ストックオプション					
社外取締役	固定報酬	基本報酬			2名
監査役	固定報酬	基本報酬	2011年6月24日開催第173回定時株主総会	年額7千2百万円以内とする。	2名
社外監査役					2名

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項について

代表取締役社長 岸本哲夫は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うのに最も適していることから、取締役会決議に基づき委任を受け、前記の「②役員報酬等の額の決定に関する方針」の「5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に記載の決定方針に従って、指名・報酬委員会の答申を尊重した上で、各取締役の基本報酬の額及び業績連動賞与の評価配分について適切に決定しており、取締役会はその内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職状況
社外取締役	二瓶 ひろ子	ヒルフォード法律事務所 マネージング・パートナー弁護士 (株)シード社外監査役 JUKI(株)社外取締役 学校法人津田塾大学 非常勤監事
社外監査役	井上 寅喜	井上寅喜公認会計士事務所 所長 (株)アカウンティング・アドバイザー代表取締役社長 GLP投資法人 監督役員 (株)あおぞら銀行 社外監査役 (株)Kyulux 常任監査役
社外監査役	近藤 剛	有徳総合法律事務所 弁護士 Mu Sigma Japan(株) 監査役 やる気スイッチグループホールディングス(株) 社外監査役

(注) 1. 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

2. 井上寅喜氏は、GLP投資法人の監督役員を務めておりますが、本年5月31日をもって同法人の監督役員を退任する予定です。

## ② 社外取締役の当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	岩田 満泰	92.9% (13回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に経済産業省（旧通商産業省）及び企業経営経験者としての豊富な経験と高い見識から、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、任意の指名・報酬委員会では、委員長として独立した客観的な立場から積極的な意見を述べていただくなど、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	中瀬 一夫	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に企業経営経験者としての高い見識から、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、任意の指名・報酬委員会では、独立した客観的な立場から積極的な意見を述べていただくなど、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
社外取締役	倉本 博光	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に豊富な海外経験を有する企業経営経験者としての高い見識から、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
社外取締役	二瓶 ひろ子	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会において、主に弁護士として培われた高度かつ専門的な法律知識及び国際商事等法務関連の豊富な経験から、ジェンダー等の多様性の観点も含め、他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

## ③ 社外監査役の当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査役会出席率	発言状況
社外監査役	井上 寅喜	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、公認会計士としての高い知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
社外監査役	近藤 剛	100% (14回/14回)	100% (14回/14回)	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、弁護士として培われた高度かつ専門的な法律知識及び国際的な企業法務の分野における豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

#### ④ 指名・報酬委員会について

当社は取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

本委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とすることにより、独立性・客観性は十分に担保されております。本委員会は、取締役からの委託に基づき、次の事項について独立かつ客観的な立場から公正な審議を行い、その結果を取締役に答申しております。

・本委員会の構成（3名）（※は委員長）

岩田満泰\*（独立社外取締役）、中瀬一夫（独立社外取締役）、岸本哲夫（代表取締役社長）

・主な審議事項

代表取締役社長の評価、取締役候補者の選任、取締役の報酬制度、後継者選任プロセスの実行

・開催回数

2025年4月～2026年3月末 合計5回開催

## 4 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 93百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 106百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績及び報酬額の推移、当事業年度の監査計画、監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当したと合理的に判断されるときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

○以上の事業報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位で記載した金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位で記載の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>189,330</b>	<b>流動負債</b>	<b>88,691</b>
現金及び預金	30,123	支払手形及び買掛金	23,046
受取手形、売掛金及び契約資産	64,496	電子記録債務	7,533
電子記録債権	11,500	短期借入金	7,984
商品及び製品	33,947	1年内償還予定の社債	25,000
仕掛品	3,448	リース債務	354
原材料及び貯蔵品	38,576	未払法人税等	3,932
その他	7,240	未払消費税等	594
貸倒引当金	△2	契約負債	266
<b>固定資産</b>	<b>231,243</b>	賞与引当金	2,767
<b>有形固定資産</b>	<b>128,172</b>	役員賞与引当金	71
建物及び構築物	29,161	環境対策引当金	24
機械装置及び運搬具	70,563	災害損失引当金	386
工具、器具及び備品	2,279	植林引当金	231
土地	18,103	設備関係支払手形	3,480
リース資産	74	その他	13,015
使用権資産	1,165	<b>固定負債</b>	<b>79,135</b>
建設仮勘定	4,419	社債	15,000
山林	2,403	長期借入金	47,896
<b>無形固定資産</b>	<b>3,604</b>	リース債務	1,114
<b>投資その他の資産</b>	<b>99,466</b>	繰延税金負債	8,349
投資有価証券	68,667	環境対策引当金	428
関係会社株式	3,583	植林引当金	430
長期貸付金	171	退職給付に係る負債	3,222
退職給付に係る資産	19,796	資産除去債務	2,277
繰延税金資産	952	その他	415
その他	6,332	<b>負債合計</b>	<b>167,827</b>
貸倒引当金	△36	<b>純資産の部</b>	
<b>資産合計</b>	<b>420,574</b>	<b>株主資本</b>	<b>206,939</b>
		資本金	42,020
		資本剰余金	45,188
		利益剰余金	122,792
		自己株式	△3,062
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>44,876</b>
		その他有価証券評価差額金	19,218
		為替換算調整勘定	15,676
		退職給付に係る調整累計額	9,981
		<b>新株予約権</b>	<b>73</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>858</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>252,747</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>420,574</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		287,736
売上原価		231,277
売上総利益		56,458
販売費及び一般管理費		48,919
営業利益		7,539
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,196	
持分法による投資利益	2,233	
環境対策引当金戻入額	932	
その他	983	6,345
営業外費用		
支払利息	865	
その他	1,748	2,613
経常利益		11,271
特別利益		
固定資産売却益	50	
投資有価証券売却益	4,173	
受取保険金	229	4,453
特別損失		
固定資産除売却損	1,760	
減損損失	202	
災害による損失	539	
固定資産圧縮損	1	
関係会社株式売却損	1,695	4,200
税金等調整前当期純利益		11,525
法人税、住民税及び事業税	3,726	
法人税等調整額	345	4,071
当期純利益		7,453
非支配株主に帰属する当期純利益		154
親会社株主に帰属する当期純利益		7,299

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>132,076</b>	<b>流動負債</b>	<b>78,610</b>
現金及び預金	15,905	買掛金	16,939
受取手形	2,274	電子記録債務	6,634
売掛金	57,223	短期借入金	7,839
商品及び製品	21,975	1年内償還予定の社債	25,000
仕掛品	2,825	リース債務	8
原材料及び貯蔵品	18,381	未払金	610
前渡金	301	未払費用	5,259
前払費用	573	未払法人税等	3,510
短期貸付金	10,788	預り金	5,360
その他	1,825	前受収益	123
<b>固定資産</b>	<b>171,625</b>	未払消費税等	202
<b>有形固定資産</b>	<b>80,074</b>	賞与引当金	1,284
建物	16,301	役員賞与引当金	33
構築物	2,440	環境対策引当金	2
機械及び装置	43,942	災害損失引当金	386
車両運搬具	19	資産除去債務	1
工具、器具及び備品	955	設備関係支払手形	3,315
土地	12,051	設備関係未払金	1,674
リース資産	50	その他	425
建設仮勘定	2,699	<b>固定負債</b>	<b>67,730</b>
山林	1,612	社債	15,000
<b>無形固定資産</b>	<b>2,707</b>	長期借入金	47,655
借地権	577	リース債務	47
ソフトウェア	1,768	環境対策引当金	82
その他	360	資産除去債務	1,122
<b>投資その他の資産</b>	<b>88,844</b>	繰延税金負債	3,631
投資有価証券	57,417	その他	191
関係会社株式	17,005	<b>負債合計</b>	<b>146,341</b>
出資金	236	<b>純資産の部</b>	
関係会社出資金	952	<b>株主資本</b>	<b>141,324</b>
長期貸付金	3,754	資本金	42,020
長期前払費用	101	資本剰余金	45,435
前払年金費用	4,804	資本準備金	45,435
差入保証金	4,174	<b>利益剰余金</b>	<b>56,926</b>
その他	415	利益準備金	2,260
貸倒引当金	△18	その他利益剰余金	54,665
<b>資産合計</b>	<b>303,702</b>	固定資産圧縮積立金	1,392
		別途積立金	35,547
		繰越利益剰余金	17,726
		<b>自己株式</b>	<b>△3,057</b>
		評価・換算差額等	15,963
		その他有価証券評価差額金	15,963
		<b>新株予約権</b>	<b>73</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>157,361</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>303,702</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		192,335
売上原価		161,443
売上総利益		30,891
販売費及び一般管理費		25,017
営業利益		5,874
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,097	
その他	1,701	7,798
営業外費用		
支払利息	801	
その他	543	1,345
経常利益		12,327
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	4,165	
関係会社株式売却益	3,999	
受取保険金	208	8,376
特別損失		
固定資産除売却損	1,687	
減損損失	202	
災害による損失	336	2,226
税引前当期純利益		18,477
法人税、住民税及び事業税	4,094	
法人税等調整額	285	4,379
当期純利益		14,097

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

北越コーポレーション株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 忠  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北越コーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

北越コーポレーション株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 指 亮 一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 忠  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第188期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

北越コーポレーション株式会社 監査役会

常勤監査役 上野 学 ㊟

監査役 井上 寅喜 ㊟

監査役 近藤 剛 ㊟

(注) 監査役 井上寅喜及び監査役 近藤剛は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	公告方法	電子公告
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当 9月30日）		<a href="https://www.hokuetsucorp.com/ir/announcement/">https://www.hokuetsucorp.com/ir/announcement/</a>
定時株主総会	毎年6月		やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、新潟市において発行する新潟日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数	100株		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		

## 株式に関するお問い合わせ先

証券会社等の口座に記録された株式（一般口座）	特別口座に記録された株式
お取引の証券会社等	みずほ信託銀行 証券代行部にお問い合わせください。

- 特別口座の口座管理機関  
（郵便物送付先）  
（電話）
- 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号  
みずほ信託銀行株式会社  
〒168-8507  
東京都杉並区和泉2-8-4  
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
0120-288-324（フリーダイヤル）

## ○単元未満株式【買増制度】【買取制度】のご案内

当社は、単元未満株式について【買増制度】（1単元（100株）未満の株式を所有されている株主様が、1単元にするために不足分を買い増すことができる）と、【買取制度】（1単元未満の株式を所有されている株主様の株式を当社が買取、処分することができる）を導入しております。お手続きにつきましては、上記お問い合わせ先にご連絡ください。

## ○上場株式等の配当金に係る税金についてのご案内

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、復興特別所得税として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額が課税されます。

なお、2014年から2037年までの間の上場株式等の配当等に関する具体的な税率は、所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%、合計20.315%となります。

（上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。）

本報告書は、当社キンマリSW52.3g/m<sup>2</sup>を使用しております